市民情報提供資料
総務部文書法制課

行政手続における押印等の見直しの結果について

市では、武蔵村山市における押印見直しの指針（令和３年６月２８日市長決裁）に基づき、行政手続における押印等の見直しに取り組んでまいりましたが、その結果を取りまとめましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、市民には、今後、市報・ホームページを通じ、お知らせしてまいります。

記

１　見直しの結果

区　分	義務付け件数	左のうち廃止件数	廃止率
押　印	１，１８０件	８７５件	７４％
署　名	１１７件	２９件	２５％
合　計	１，２９７件	９０４件	７０％

※　上表の数値は、市長部局のほか、議会、各行政委員会を含む全体の総数です。

２　代表的な押印の廃止例（市の規則等に押印義務付けの根拠があるもの）

住民票閲覧請求書（市民課）、後期高齢者医療葬祭費支給申請書（保険年金課）、固定資産税減免申請書（課税課）、徴収猶予申請書（収納課）、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（ごみ対策課）、高齢者等ごみ出し支援事業利用申請書（高齢福祉課）、ひとり親家庭等医療費助成申請書（子ども青少年課）、学校選択申請書（教育総務課）